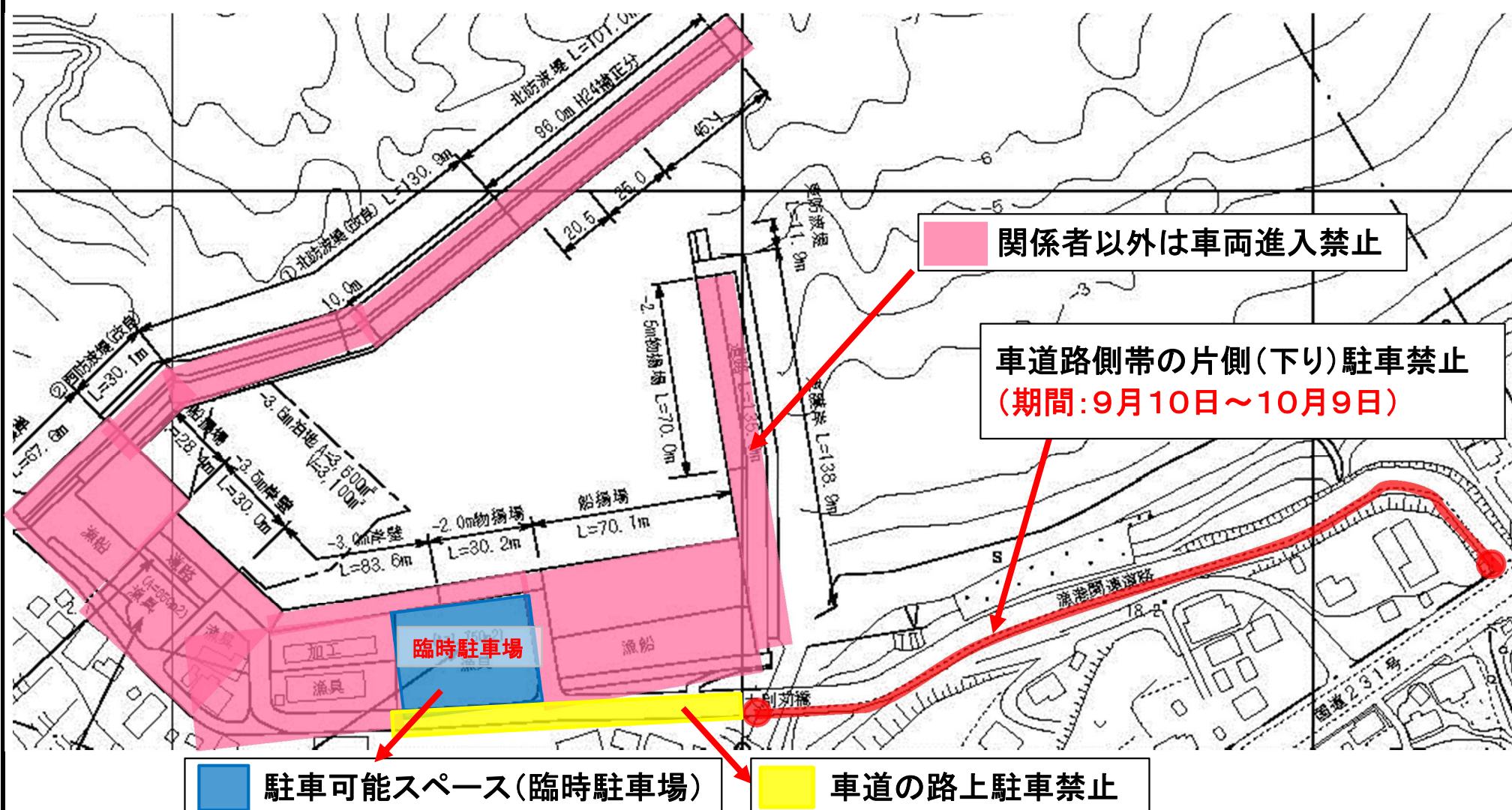


別苅漁港 車両通行規制のお知らせ

- ◎ 別苅漁港では、北海道漁港管理条例に基づき、漁業生産の場としての機能を維持するために、日頃から皆さまのご協力のもと漁港の維持管理に努めております。
- ◎ しかしながら、迷惑駐車やゴミ、排泄物の放置、漁船の係留ロープを勝手に解くなど、マナー違反をする一部の釣り人が近年急増しているとともに、駐車中の一般車両と漁業関係車両との接触事故などの危険性が高まってきており、漁業生産活動に大変支障をきたしております。
- ◎ このため、漁港機能の維持と事故防止を図る観点から、本年も別苅漁港の秋さけ操業期間内において、規制時間等を設定して関係者以外の車両通行規制の措置をとらせて頂きます。なお、駐車可能スペースにおける駐車であっても、漁業関係者又は漁港工事関係者からの移動要請があった場合は、その指示に従ってください。
- ◎ 規制内容は以下のとおりです。

- 規制期間 **令和元年9月10日（火）～10月20日（日）**
- 規制時間 **午前4時00分～午後2時00分**
- 規制内容 車両進入禁止バリケードを越えての**関係者以外の車両通行を規制**
※規制期間中は、臨時駐車場をご利用ください。

【別苅漁港 規制箇所図】



- ◎ 別苅漁港ルールに、ご理解とご協力いただき、マナーを守ってご利用をお願いします。
- ◎ ルールが守られない場合は、別苅漁港内での釣りが禁止となる可能性がありますので、ご承知ください。

< 別苅漁港を考える会 >

北海道留萌振興局、増毛町、増毛漁業協同組合、別苅漁港愛護組合